

## [ 事案 20-1 ] 障害給付金請求

- ・平成 20 年 4 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 7 月 23 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

障害給付金の支払請求に関し、保険会社の障害等級の判定を不服とし申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

交通事故(平成 16 年発生)で左上腕骨骨幹部骨折、左橈骨神経断裂、左橈骨神経麻痺、左上腕骨偽関節等を受傷し、現在、左手は神経が切れているため手首から下が動かない障害状態となった。そこで、障害給付金の支払いを請求したところ、保険会社より第 4 級(25 号)に該当と判定されたが、下記により納得出来ない。約款規程を形式的に適用するのではなく、第 3 級(13 号)に判定を引き上げ、障害給付金を支払ってほしい。

- (1) 左手は神経が切れているので、手首から下が動かない。また、上腕部はチタンが入っているが 3 箇所骨折箇所の接合が十分でなく、左腕上腕部の神経が切れておりピリピリと痺れがある。日に 5 , 6 回硬直し痙攣を起し痛みがひどく、左手は付いているだけの状態であり、実質的に用を失っている。
- (2) 自賠責保険による後遺障害判定は第 4 級となったが、同級は自賠責 14 階級の 92%(労働能力喪失率)適用となっている。この判断に比べ、傷害特約身体障害表第 4 級の給付割合 3 割は余りにも低い。そもそも身体障害表(6 等級に区分)は、自賠責保険の後遺障害等級表(14 級区分)に比べて等級区分が粗く、障害状態の詳細にまで判断出来ず、障害者の後遺症を細部まで補填する仕組みになっていない。

### < 保険会社の主張 >

下記により、申立人からの障害等級を身体障害表第 4 級(25 号)から第 3 級(13 号)に引き上げて、障害給付金を支払ってほしいとの要求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人提出の総合障害診断書によれば、申立人の左上肢 3 大関節の可動範囲は肩関節 120 度(伸展度 30 度, 屈曲度 90 度), 肘関節 100 度(伸展度 0 度, 屈曲度 100 度), 手関節 30 度(伸展度 0 度, 屈曲度 30 度)と診断されており、3 大関節とも完全強直には当たらない。
- (2) 申立人は左上肢について運動範囲の他の症状として、痺れや痛みがひどく実質的に用を失っていることから約款規程を形式的に適用するのではなく、自賠責保険の例を出して第 3 級(13 号)の適用を主張する。しかし、保険金・給付金の支払いについては約款規程にもとづく公平な取扱いを要するものである。また、社外専門家を含む委員で構成する審査委員会においても当社決定は妥当との結論であった。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人が適用を要求する「身体障害表」第 3 級(13 号)に定める障害状態に申立人の障害状態が該当するか否か(「1 上肢の用を全く永久に失ったもの」に該当するか、もしくは「1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの」に該当するか)について、総合障害診断書にもとづいて審理した結果、傷害特約条項に定める身体障害表第 3 級(13 号)の障害状態には該当しないと判断した。

(1)上記 の障害状態については、傷害特約別表「備考5(1)」において、「『上肢の用を全く永久に失ったもの』とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上肢の完全運動麻痺、または上肢において3大関節(肩関節、ひじ関節および手関節)の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。」と規定されているが、申立人の障害状態が上肢の完全運動麻痺には該当しないことは明らかである。また、関節の「完全強直」とは、一般に関節が完全に固まって形態を変えることが出来なくなった状態を意味するものであり、申立人における上肢の各関節の自動運動範囲から、申立人の障害状態が「完全強直」に当たらないことも明らかである。

(2)上記 の障害状態については、同じく同別表「備考5(2)」において、「『関節の用を全く永久に失ったもの』とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した場合をいいます。」と規定されている。

申立人における上肢の各関節の自動運動範囲から、申立人の障害状態が「完全強直」に当たらないことは明らかである。

また申立人は、自賠責保険における後遺障害別等級表と比較し、保険会社の傷害特約別表「身体障害表」およびその判定について非難するが、両者はその性質が異なるものであり、申立人の非難は当たらない。

よって、申立人の請求には理由がなく、生命保険相談所規程第40条を適用し、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。